平成３０年（フ）第２０７号
東京都羽村市富士見平２丁目18番地11パールイン富士見平102
債務者　白澤　雅康
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２４６号
東京都立川市砂川町８丁目68番地の23パークヒル砂川101号室
債務者　金子　亜矢
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２５４号
東京都立川市高松町１丁目３番３号ＳａｎＳｉｒｏ高松町102
債務者　新名　由佳
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２６０号
東京都青梅市今井１丁目424番地の１ポルックスＢ－101
債務者　伊東　桃佳
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２９３号
東京都青梅市野上町３丁目10番地の１霞台第２住宅21―311
債務者　武内　　力
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３０６号
東京都八王子市椚田町273番地ハイツ白旗201号
債務者　小谷野理加
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１８７０号
東京都葛飾区亀有２丁目34―13―301
債務者　芝原　真弓（旧姓宝満）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２９号
横浜市緑区鴨居５丁目14番32号
債務者　小澤　紀子（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３０８号
横浜市神奈川区三ツ沢南町21番17号　コーポマキ205号
債務者　大岡　裕典
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３２７号
神奈川県茅ヶ崎市小和田３丁目７番22号
債務者　金田結こと　高橋　　結
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３３３号
神奈川県大和市中央林間３丁目13番20号　第２パールマンション303
債務者　伊藤　和徳
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３３３号
東京都多摩市和田３丁目４番地２－405
債務者　佐藤　絵美
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１１９号
静岡県浜松市南区飯田町843番地　ガーデンハイツ飯田302
債務者　渡辺　理絵
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第９９０号
埼玉県白岡市篠津463―44　アメニティパル201、破産手続開始時及び住民票上住所埼玉県新座市片山３丁目８番17号　セントエルモ大泉学園108号室
破産者　菊地　　健
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９１号
愛知県清須市清洲2676番地　セジュール清洲401、従前の住所愛知県清須市大鳴１丁目２番地５
破産者　堀田　優孝
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部